

令和7年度配偶者暴力等防止地域協議会実績報告書

<p>会議名</p>	<p>令和7年度 西濃圏域配偶者からの暴力防止及び被害者保護等に関する協議会</p>
<p>開催日</p>	<p>令和7年9月3日(水) 13:30~15:00</p>
<p>議題</p>	<p>1) 令和6年度 岐阜県女性相談支援センターにおける相談等状況 岐阜県女性相談支援センター 所長より 2) DVと共同親権 弁護士より講話 3) 意見交換 参加者全員</p>
<p>開催内容</p>	<p>1) 女性相談支援センター所長より状況等説明 2) DVと共同親権について寺本和佳子弁護士より講話 *質疑応答 Q: 監護者指定は必ずなされるのか。未成年略取・誘拐罪の保護法益が問疑する際に重要になるが、だれが監護者かが分からないと困難事案になる。 A: 必ずなされるものではない。 Q: 親権の決定に関して、子の意思はどの程度尊重されるのか。 A: 法改定について、子の意思尊重を理由に反対する声もあったが、改正案が成立している。改正法文には「子の利益の為に」「子の人格を尊重」とあるが、どの程度尊重されるかは分からない。 Q: 繰り返し調停を起こされるなどのモラハラ事案が増加しないか懸念している。 親権や親権行使者調停に時間がかかると子どもに影響が及ぶのでは。 A: : 現行でも1年近く争う事例がある。国は、期限が定まっている事案について時間的に余裕を持って調停しましょうとアナウンスするくらいである。 *参加者の意見 ・共同親権制度の事例が積み重ならなると、具体の場面で判断に迷うことになる。 DV、親権と聞くと大人の問題と捉えられがちだが、子どもを守る視点が必要。子の利益を誰がどのように判断するか、明確な基準がない。課題が多すぎるからこそ、関係機関の連携が必要。 3) 意見交換 ・DV被害者はベースに発達障害、精神疾患があることが多く、外国籍の方の相談も増加している。 ・離婚し、養育費を支払う意思はあるが会社が倒産し支払えない事案あり ・現実問題として、支払い能力のない人に養育費の支払いを求めることは出来ない。 ・DV被害者の中には自分自身が被害者だという自覚がなくSOSが出せないことある。他機関と連携して解決した事例があり、連携の大切さを実感した。 ・子どもたちにアンケートを取り虐待発見に努めている。 ・DVと児童虐待は同じ家庭の中で起きている。連携が大事。</p>